

## トピックス

- [金誠同達、十年連続で ALB M&A ランキング入り](#)

## 法令速報

- [国家市場監督管理総局、「インターネット広告識別可能性法執行ガイドライン\(公開意見募集稿\)」への意見の公募を公告](#)
- [財政部と国家税務総局、多くの個人所得税優遇政策の実施を 2027 年の年末まで延長](#)
- [国務院、外商投資環境の合理化と外商投資誘致の強化を通達](#)
- [応急管理部、「安全生産重大信用失墜主体リスト管理弁法」を公布](#)
- [税関総署、8 月 30 日から入国者の PCR 検査または抗原検査を免除](#)

## 弁護士コラム

- [「越境データフロー規範化・促進規定\(意見募集稿\)」について](#)

**金誠同達、十年連続で ALB M&A ランキング入り**

国際的に著名な法律メディアである『Asian Legal Business』(ALB)は9月20日、「2023年度M&Aランキング(ALB M&A Rankings 2023)」を公開しました。金誠同達はこの一年間に完成した一連の重大かつ複雑な中国国内・越境M&Aプロジェクト、およびクライアントの皆様からの良好なご評価によりALBのM&Aランキングリストに再び掲載されました。金誠同達の同ランキングリストへの掲載は今年で連続して十回目となります。

M&A・リストラクチャリングの分野におきましては、金誠同達はこれまでも数々の大型の国有企業・多国籍企業・上場会社を代理して国内外における大規模なM&A取引プロジェクトを完成して参りました。金誠同

達の M&A・リストラクチャリングチームには多くの分野・業界における専門業務と高度の知識・技能に精通した弁護士が集結しており、深い理論の基礎を固め、豊かな執務経験と鋭敏な商業上の洞察力を培い、法律の動向と国内外における監督管理の環境に対する深い理解を有しています。金誠同達の M&A・リストラクチャリング業務における良質な法律サービスは社会の各界の皆様からの広範にわたるご好評を頂いています。

金誠同達がクライアントを代理して提供する M&A 業務は目下、世界 50 か国あまりの国と地域に広がっており、現地の各業界における高評価も博しています。ALB に加えて金誠同達は近年におきましてはその他の国際的に著名な法律メディアや等級評価機構からも重点的なご推薦を幾度も頂いており、「Chambers and Partners」、「The Legal 500」、「China Business Law Journal」、「IFLR1000」、「Asialaw Profiles」、「Acquisition International Magazine」などを含む多くの権威的な格付機構から「会社/M&A の分野」における「先駆的な法律事務所」や「業界推薦法律事務所」というご評価を頂いています。

### 国家市場監督管理総局、「インターネット広告識別可能性法執行ガイドライン(公開意見募集稿)」への意見の公募を公告

国家市場監督管理総局は 2023 年 8 月 28 日、「インターネット広告識別可能性法執行ガイドライン(公開意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を公布し、社会からの意見を公募した。

「意見募集稿」におけるインターネット広告の識別可能性とは、それ自体が広告であり、その他の広告ではない情報とは異なっていることをインターネットメディアを利用して出稿される商業広告が消費者に明確に識別させることができ、誤解を招かないことをいう。「意見募集稿」においては、「インターネット広告が識別可能性を有していなかったときは、出稿者は法的責任を法により負担しなければならない。出稿者は文字の注釈、音声の注意喚起などの方法を通じてインターネット広告の識別可能性を増強することができる。そのうち、文字の注釈の方法を採用するときは、『広告』という文字を顕著に表記しなければならない、『スポンサー』、『プロモーション』などの表現をもってこれに代替させてはならない。」という旨が規定されている。このほかにも「意見募集稿」においては、「ニュースの報道の形式を用いたインターネット広告の実質的な出稿は、これを禁止する。」という旨が強調されている。

「意見募集稿」の規定から見てみると、今回の意見募集稿においては大量の宣伝コンテンツが広告の範ちゅうに組み入れられており、この点をめぐって関連の業者は宣伝コンテンツを時宜を得て調整しなければならない。仮に管理が適切ではなく、または系統的に管理されていなかった場合には、非常に容易にこれによる行政処罰がもたらされる。

(出典：[https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2023/art\\_9683f89eca0f42a090edbeb110060fa0.html](https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2023/art_9683f89eca0f42a090edbeb110060fa0.html))

### 財政部と国家税務総局、多くの個人所得税優遇政策の実施を 2027 年の年末まで延長

財政部と国家税務総局は 2023 年 8 月 29 日、「外国籍個人の補助金・手当に係る個人所得税政策実施の延長に関する公告」(以下「公告」)、「通年一括賞与個人所得税政策実施の延長に関する公告」などの個人所得税優遇政策を共同で公布した。関連政策はいずれも 2027 年 12 月 31 日まで執行される。

そのうち、「公告」においては、「外国籍納税者の負担の更なる軽減を目的とし、外国籍の個人は住民個人の条件を満たしているときは、個人所得税特別付加控除の享受の選択することができ、または財政部の関連規定に従った住宅手当、言語訓練費用、子女教育費用などの補助金・手当を対象とする免税優遇政策の享受を選択することができる。ただし、二者を同時に享受することはできない。」という旨が言及されている。

(出典：[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230828\\_3904329.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202308/t20230828_3904329.htm))

### 国務院、外商投資環境の合理化と外商投資誘致の強化を通達

国務院は 2023 年 8 月 14 日、「外商投資環境の更なる合理化および外商投資誘致強度の引上げに関する意見」(以下「意見」)を通達した。そのうち、重点的な注目ポイントは以下のとおりとなっている。

- 一、 対外的開放の範囲と深度の拡張、重大科学研究難関攻略プロジェクト等の負担の外商投資企業とその設立する研究開発センターへの奨励
- 二、 投資経営利便化水準の向上(外商投資企業の外国籍の高級管理職員・技術担当者本人およびその家族のための出入国・停留・居留上の利便性の提供、利便化された越境データフローセキュリティ管理メカニズムの模索、条件を満たしている外商投資企業のための優先レーンの確立、重要データ・個人情報越境セキュリティ評価の効率的な展開などを含む。)
- 三、 外商投資誘致強度の引上げ(外商投資奨励産業目録の規定を満たしている外商投資企業を対象とする法定権限の範囲における奨励措置等の実施に向けた各地区に対する支持を含む。)
- 四、 外商投資の促進業務およびサービス保障業務の強化

「意見」においては、「中国における商取引環境の合理化に向けた決意の趣旨は、広範にわたる外資企業の中国における経営のための予測可能な更に質の高い投資環境の構築にある。」という旨が説明されている。「意見」における各案の実施状況をめぐっては関連部門の推進する実施細則の動向に引き続き注意を払っておく必要がある。

(出典：[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202308/content\\_6898049.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202308/content_6898049.htm))

### 应急管理部、「安全生産重大信用失墜主体リスト管理弁法」を公布

应急管理部は 2023 年 8 月 11 日、「安全生産重大信用失墜主体リスト管理弁法」(以下「弁法」)を公布した。同法は 10 月 1 日から施行される。

- 一、「弁法」においては、生産経営組織とその関係者が重大信用失墜主体リストに追加されなければならない状況が明確にされている(例えば、特別に深刻な、または深刻な生産安全事故を発生させた生産経営組織とその主要責任者、調査を経て今回の事故の発生に対する責任を負っていたものと認定され、リストに組み入れられなければならないその他の組織・人員、12 か月以内に累計 2 件以上の比較的に大きな生産安全事故を発生させた生産経営組織とその主要責任者、生産安全事故に対する虚報または隠ぺいを行った生産経営組織とその関連責任者、生産安全事故の発生後に応急処置を直ちに組織せず、または事故調査処理期間中に規律を遵守せずに無断で職位を離れ、もしくは逃げ隠れた生産経営組織

の主要責任者など)。

- 二、「弁法」においては、鉱山、化学工業、医薬、危険化学品、花火・爆竹、石油採掘、冶金、非鉄金属、建材、機械、軽工業、紡績、タバコ、商業・貿易などの業界・分野における生産経営組織、ならびに安全評価・認証・測定試験・検証の職責を負担する機構およびその人員を対象とする安全生産重大信用失墜リスト管理、および安全生産信用懲戒上の力点の更なる精緻化に焦点が当てられている。
- 三、「弁法」においては、信用回復の条件と手続が明確にされており、信用回復の実施、信用失墜行為の是正および悪影響の解消が掲載対象者に奨励されている。重大信用失墜主体リストへの掲載期間が満12か月に達した掲載対象者は、相応の条件を満たしている場合においてはリストからの事前の除外を申請することができる。

(出典：[https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202308/t20230811\\_459115.shtml?from=qcc](https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202308/t20230811_459115.shtml?from=qcc))

### 税関総署、8月30日から入国者のPCR検査または抗原検査を免除

税関総署は2023年8月30日、2023年第106号公告を公開し、健康申告に係る要求を以下のとおり調整した。

公告においては、国务院協同防止・抑制機構の施策、「中華人民共和国国境衛生検疫法(2018年修正)」などの法令規定に基づき、2023年8月30日の零時(現地時間)をもって入国者の税関への健康申告の実施時における渡航前48時間以内の新型コロナウイルスPCR検査または抗原検査の結果の申告が免除されるという旨が明確にされている。

(出典：<http://www.customs.gov.cn//customs/xwfb34/mtjj35/5294455/index.html>)

### 「越境データフロー規範化・促進規定(意見募集稿)」について

弁護士 張国棟、沈博文

国家インターネット情報弁公室は9月28日に「越境データフロー規範化・促進規定(意見募集稿)」<sup>1</sup>(中国語:「规范和促进数据跨境流动规定」。以下「本意見稿」という。)を公布し、目下社会からの意見を公募しています。「データ越境セキュリティ評価弁法」、「個人情報越境標準契約弁法」などのデータ越境規定(以下併せて「既存の規定」という。)に比べますと、本意見稿におきましては既存の規定の下におけるデータ越境制限が大幅に緩和されています。以下におきましては、本意見稿の要点につきまして、簡潔な解説を行います。

#### 一、データ越境手続の簡素化

【本意見稿の第五条、第六条および第十一条】

五、想定一年以内に1万人分未満の個人情報を中国国外に提供するときは、データ越境セキュリティ評価

<sup>1</sup> [http://www.cac.gov.cn/2023-09/28/c\\_1697558914242877.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-09/28/c_1697558914242877.htm)

の申請、個人情報越境標準契約の締結、および個人情報保護認証の通過を要しない。ただし、個人の同意に基づいて個人情報を中国国外に提供するときは、個人情報主体の同意を取得しなければならない。

六、想定一年以内に 1 万人分以上 100 万人分未満の個人情報を中国国外に提供する場合において、中国国外の受領者と個人情報越境標準契約を締結し、かつ、これを省級のインターネット情報弁公室に届け出たとき、または個人情報保護認証を通過したときは、データ越境セキュリティ評価を申請しないことができる。100 万人分以上の個人情報を中国国外に提供するときは、データ越境セキュリティ評価を申請しなければならない。ただし、個人の同意に基づいて個人情報を中国国外に提供するときは、個人情報主体の同意を取得しなければならない。

十一、「データ越境セキュリティ評価弁法」、「個人情報越境標準契約弁法」等の関連規定は、本規定と一致していなかったときは、本規定に従って執行する。

既存の規定に比べますと、データ越境セキュリティ評価の申請、個人情報越境標準契約の締結、および個人情報保護認証(以下併せて「データ越境手続」という。)のそれぞれの適用条件は、以下のように変更されるものと考えられます。

	既存の規定	本意見稿の規定
データ越境セキュリティ評価の適用条件	<p><u>次の各号に掲げる事由のいずれかに該当しているとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要情報インフラ運営者及び 100 万人分以上の個人情報を処理するデータ処理者が中国国外に個人情報を提供するとき。</li> <li>・前年の 1 月 1 日から累計で中国国外に <b>10 万人分の個人情報</b> 又は <b>1 万人分のセンシティブ情報</b> を提供したデータ処理者が中国国外に個人情報を提供するとき。</li> </ul>	<p><b>100 万人分以上の個人情報を中国国外に提供するとき。</b></p>
個人情報越境標準契約または個人情報保護認証の適用条件	<p><u>次の各号に掲げるいずれの事由にも一律に該当しているとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要情報インフラの運営者でないこと</li> <li>・処理した<b>個人情報</b>が <b>100 万分人に達していないこと</b></li> <li>・前年の 1 月 1 日から起算して中国国外に提供した<b>個人情報</b>が累計で <b>10 万分人に達していないこと</b></li> <li>・前年の 1 月 1 日から起算して中国国外に提供した<b>センシティブ情報</b>が累計で <b>1 万分人に達していないこと</b></li> </ul>	<p>想定一年以内に <b>1 万人分以上 100 万人分未満</b>の個人情報を中国国外に提供するとき。</p>
データ越境手続が不要となる適用条件	規定なし	<p>想定一年以内に <b>1 万人分未満の個人情報</b>を中国国外に提供するとき。</p>

- ✓ 既存の規定におきましては、「前年の 1 月 1 日から二年以内」という旨が強調されていました。一方、本意見稿におきましては、「想定一年以内」という旨に偏重されており、個人情報の統計方法が簡素化されています。しかしながら、前述の「想定一年以内」という表現は、当該一年の起算日および具体的な計算

方法がまだ不明確で、正式版の規定に注意を払うべきと考えます。

- ✓ 既存の規定と異なっているのは、本意見稿におきましては、一般個人情報とセンシティブ情報のための別々の数量基準が既に設定されておらず、統一的な数量基準が設定されているという点です。
- ✓ 当該意見稿の規定によりますと、データ越境セキュリティ評価および個人情報越境標準契約のそれぞれの適用条件は大幅に簡素化されています。
- ✓ 当該意見稿には、データ越境手続不要化の適用条件が規定されています。大多数の外商投資企業と中国国外企業の在中国常駐代表機構は、越境個人情報の数量には限りがあり、年間平均 1 万人分の基準には達し得ないことから、このため、今後は個人情報越境標準契約の締結が不要となります。

## 二、重要データをめぐるデータ越境セキュリティ評価申請の明確化

### 【本意見稿の第一条、第二条】

一、国際貿易、学術提携、越境生産・製造、マーケティングなどの活動においてデータの越境（個人情報または重要データを含まない。）が発生するときは、データ越境セキュリティ評価の申請、個人情報越境標準契約の締結、および個人情報保護認証の通過を要しない。

二、関連部門・地区によって重要データである旨が告知され、または公開的に表示されていないときは、データ処理者は、重要データとしてデータ越境セキュリティ評価を申請する必要がない。

「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」の関連規定から見てみますと、個人情報または重要データにかかわらない一般データは越境時において、元々はデータ越境セキュリティ評価の申請、個人情報越境標準契約の締結、および個人情報保護認証の通過を要しませんでした。しかし、既存の規定が立て続けに公布および実施されたことから、特定の状況下における一般データの越境が、データ越境手続にかかわるのか否かについて、理解の面における不明確化と不統一化が次第にもたらされていました。これにかんがみ、本意見稿におきましては、「一般データの越境はデータ越境手続の処理を要しない」という基本原則が明確にされるとともに、国際貿易、国際学術提携、越境生産・製造、マーケティングなどの典型的な状況が特別に列挙されており、これをもって実務上のあいまいな認識の統一化が図られています。

「データ越境セキュリティ評価弁法」（以下「評価弁法」という。）におきましては、「データ処理者は、重要データを中国国外に越境提供するときは、データ越境セキュリティ評価手続をインターネット情報弁公室に申請しなければならない。」という旨が規定されています。しかし、「自動車データセキュリティの管理に関する若干の規定（試行）」の定める自動車業界における重要データに対する明確な規定を除き、その他の業界における重要データの識別と認定は、なおも不明確なままであり、この矛盾により評価弁法の企業への適用には一定の難度がもたらされていました。本意見稿におきましては、上述の矛盾が解消されており、企業の重要データをめぐるデータ越境セキュリティ評価申請の場合における負担が大幅に軽減されています。

## 三、その他

### 1. 個人情報の越境に属しない状況の明確化

#### 【本意見稿の第三条】

三、中国国内において収集されまたは発生したものではない個人情報を中国国外に提供するときは、データ越境セキュリティ評価の申請、個人情報越境標準契約の締結、および個人情報保護認証の通過を要しない。

「情報セキュリティ技術 データ越境セキュリティ評価ガイドライン(意見募集稿)」の規定によりますと、中国国内において収集されまたは発生したものではない個人情報を中国国外に提供するときは、個人情報の越境に属しません。しかし、上述の規定は一貫して正式に公布されておらず、かつ、国家インターネット情報弁公室が当時、評価弁法中の「越境」に対する解説を行った際にも、この意味合いが含まれた解説は行われませんでした。本意見稿におきましては、個人情報の越境に属しない状況に対する明確な規定が行われており、個人情報の越境に対する正確な認定に利する内容になっています。

## 2. データ越境手続を処理する必要がない状況の明確化

### 【本意見稿の第四条】

四、以下の状況の一に該当しているときは、データ越境セキュリティ評価の申請、個人情報越境標準契約の締結、および個人情報保護認証の通過を要しない。

(一)個人を一方の当事者とする契約の締結・履行のために必須なとき(例えば、越境 EC、越境決済、航空券・ホテルの予約、ビザの処理などは、個人情報の中国国外への提供が必須となる。)

(二)法により制定された労働規則制度、および法により締結された労働協約に従って人的資源管理を実施し、内部従業員個人情報の中国国外への提供が必須なとき。

(三)緊急の状況下において、自然人の生命・健康、財産の安全などの保護のために、個人情報の中国国外への提供が必須なとき。

実務におきましては、個人が航空券もしくはホテルを予約し、またはビザ等の業務を処理するためには、これに係る個人の個人情報を中国国外のホテル、旅行者などの中国国外の受領者に越境提供しなければなりません。既存の規定の下におきましては、ホテル、旅行者などの中国国外の受領者に対するセキュリティ評価を行わなければなりません。しかし、中国国外の受領者は非常に多く、これを予見することもできず、かつ、数え尽くすこともできず、セキュリティ評価の実施時には著しい困難が発生していました。上述の意見稿の内容により、この問題は解消されます。このほか、外商投資企業は日常的な生産経営上の必要性に応じて自社従業員の個人情報を中国国外の親会社に越境提供するときは、上述の意見稿の内容に従って今後もデータ越境手続の処理が不要となります。

## 3. 自由貿易試験区におけるデータ越境ネガティブリスト制度の推進

### 【本意見稿の第七条】

自由貿易試験区は、自らの自由貿易試験区がデータ越境セキュリティ評価、個人情報越境標準契約、または個人情報保護認証の管理対象範囲に組み入れる必要のあるデータリスト(以下「ネガティブリスト」という。)を自ら制定し、省級のサイバーセキュリティ・情報化委員会への報告後の承認を経た後に、国家インターネット情報弁公室に届け出ることができる。

ネガティブリストに組み入れられていないデータを越境提供するときは、データ越境セキュリティ評価の申請、個人情報越境標準契約の締結、および個人情報保護認証の通過を行わないことができる。

上述の意見稿の内容によりますと、ネガティブリストに掲載されていないデータの越境には、データ越境手続の処理が不要になることから、このため、当該政策によって企業投資の誘致および質の高い商取引環境の構築に向けた極めて大きなサポートが提供されます。また、当該政策によって各地の自由貿易試験区の政府にも好機が訪れます。自らの自由貿易試験区の特徴にかんがみ特定の業界および産業における越境データの自由な流通環境の構築を通じて当該業界および産業への投資が更に誘致され、これにより自由貿易試験区の専門化と強化が促進されます。

#### 四、まとめ

本意見稿における各規制緩和の措置が正式に公布されるとき、データ越境移転の業務が存在する企業にとって、負担を軽減することが期待できます。ご留意いただきたいのは、たとえ本意見稿のままで正式に施行するとしても、一部の場面におけるデータ越境手続を免れるだけで、企業としては、やはり「個人情報保護法」等の法規定に基づき、その他の個人情報保護義務(告知、同意の取得、個人情報保護影響評価の実施および相応記録の留保、セキュリティ措置の採用および緊急対応プランの制定等)を履行しなければならないと考えます。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>